

平成22年4月12日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松川欣起
同	奥宮京子
同	後藤晶一
同	宮原春夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 環境局

監査の範囲 平成21年度に契約した工事、平成20年度からの繰越工事及び債務負担行為の工事で平成22年3月31日までに完了するもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成21年11月25日から

平成22年3月25日まで

監査の結果

今回の監査は、環境局が契約した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事14件、業務委託6件、軽易工事30件の合計50件（別表）を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ、経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて、また、重点項目として「仕様書及び図面が的確に作成されているか」について書類審査及び現場調査を行った。

その結果、軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

(1) 現場の安全管理が不適切なもの

浄化槽の撤去現場において、公園利用者に危険が及ぶおそれのあった事例

（別表 監査番号5）（環境局緑政部中部公園事務所）

(2) 仕様書及び図面の記載に不備があるもの

軽易工事の発注に当たり、仕様書及び図面の記載の不備から工事内容を把握できなかった事例

（別表 監査番号21、24、26）（環境局緑政部緑政課、同南部公園事務所、同北部公園事務所）